

全学公認団体の要件などについて

【ご意見・ご要望】(投稿日:2024年12月25日)

全学公認団体の要件などについて以下の通り質問致します。

1.2016年4月19日付質問「全学公認団体について」にて、「4年目で全学公認団体としての申請をすることができ」旨書かれています。

(1)「京都大学学生団体公認の取扱要領」の第3によりますと、4年目の「公認申請について、活動内容等を学生生活委員会において審議し、総長が承認する。」とあります。では、公認にできるかどうかはそれ以前は一切判断しないということでしょうか(1年目の新規申請を棄却されたり、2,3年目の段階で公認の要件を満たさないことがわかればすぐに通知されるのでしょうか)。

(2)申請中団体は全学公認団体として大学施設を利用できるのでしょうか。

(3)京都大学学内団体規程3条第2文(学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、教育推進・学生支援部厚生課を経て総長に団体結成願を提出して、その承認を受けなければならない。)を読む限り、3年間承認を留保できる裁量までを与えているようには読めませんが、担当部署の見解をお伺いします。

2.2016年6月16日付質問「公認団体の顧問が常勤教職員2名以上(うち1名が教授)となった理由と経緯について」の回答にて、「定年等により顧問がいなくなった際に直ちに後任顧問の選出ができなかった場合、緊急時の連絡が円滑に行える」ことを理由にされていることについて質問致します。

(1)常勤教職員が定年等で1名欠けた場合、翌年度速やかに顧問を補わない場合、直ちに全学公認団体の資格を失うという認識でよいでしょうか。あるいは何らかの経過措置を予定されていますでしょうか。

(2)うち1名が教授となっていることについて、研究活動における身分と課外活動を顧問監督する立場は直ちに結びつけられないように思います。担当部署の見解をお伺いします。

(3)常勤教職員及び教授は複数の全学公認団体の顧問を兼任できますでしょうか。

3.全学公認団体以外の団体についてお伺いします。

(1)全学公認団体以外の団体の活動(数、規模、内容等)についてどの程度把握する仕組みを有しておられますでしょうか。

(2)2016年7月12日付質問「公認団体となるための申請条件として新たに「誓約書」が必要となった理由と経緯について(追加質問)」を読む限り、誓約書の提出を求めることにより学生意識の高揚を期待しており、それはリスク管理につながることを期待しているとの見解を示されております。ところで、京都大学に關係する学生団体は全学公認団体に限らず多数存在します。全学公認団体の公認要件が、時間、顧問人数などがかなり厳しいゆえに、敢えて公認を取らない団体も多くいると承知します。と

なると、大学としてリスク管理を志向するあまりに却ってリスク管理に失っているようにも思われます。担当部署の見解をお伺いします。

(3)全学公認団体以外の団体の活動は京都大学にとっても意義深いものと思われ
ます。大学として何等かの支援や活動促進等を全学生向けに行う取り組みなどはあ
りませんか。

4.今後全学公認団体向けの課外活動施設等の拡充について計画はありますか。

5.「京都大学学生団体公認の取扱要領」制定以前(平成 27 年度以前)の全学公認
団体の公認要件等について把握されておられますでしょうか。

【回答】(回答日:2025 年 1 月 24 日)

(回答部署:教育推進・学生支援部厚生課)

1.(1)3 年間の仮申請を継続したのち 4 年目の申請で本申請となる手続きです。

1 年目、2 年目、3 年目のいずれの申請段階においても、「京都大学学生団体公
認の取扱要領」で規定されている公認要件を満たしているかを判断し、その都度、
結果を申請団体にお知らせしております。なお、所定の要件を満たしている場合
は、仮申請団体として取り扱っているところです。

(2) 4 年目の本申請を経て、正式に総長による承認を受けた団体は利用できますが、
1 年目、2 年目、3 年目の仮申請中の団体は利用できません。

(3) 全学公認団体の承認については、「京都大学学内団体規程」に基づいて手続
きを行っておりますが、具体的には、「京都大学学生団体公認の取扱要領」に
定める条件を満たす必要があります。

2.(1)直ちに全学公認団体の資格を取り消されることはありませんが、後任顧問の選
出見込みを確認し、長期化すると判断した場合は取り消されることがあります。

(2)これまでの緊急時対応の経験から、教授である方が、事件・事故の関係者との
連絡・調整が円滑に進めることが出来ることから、うち 1 名は教授であることを要
件としております。

(3)兼任は可能です。

3.(1)新入生歓迎イベントで配布されるサークル情報誌により全学公認団体以外の団
体の概略を認識していますが、活動実態等すべてを正確には把握しておりませ
ん。

(2)これまでの緊急時対応の経験から、事件・事故の関係者と円滑に連絡・調整等
を可能とし安定的に活動を継続するためには、「京都大学学生団体公認の取扱
要領」に定める条件は必要と考えております。

(3)活動促進に向けた支援等は行っておりません。

4. 現在のところ、喫緊の課題である既存の施設の老朽化対応を最優先課題として取

り組んでおり、資源の関係もあり拡充計画についてはお示しできるようなものがない状況です。

5.把握しておりますが、正式に明文化したものが現行の「京都大学学生団体公認の取扱要領」となります。